

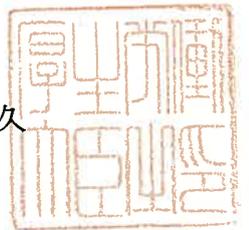
厚生労働省発開0125第1号

令和3年1月25日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 職業訓練の認定基準の改正

一 連続する三年の間に二以上の単位の認定職業訓練を行った場合に、それぞれの認定職業訓練の修了者等の就職率が、その定める基準を下回った場合は、職業訓練の認定について一年間の欠格とし、一年間の欠格の後、再び連続する三年間の間に二以上の単位の認定職業訓練の修了者等の就職率がその定める基準を下回った場合には、五年間の欠格とすることとする。

二 連続する三年の間に二以上の単位の認定職業訓練を行った場合に、それぞれの認定職業訓練の就職状況報告書の回収率が百分の八十を下回った場合には、職業訓練の認定について五年間の欠格とすることとする。

三 訓練の実施方法について、通信の方法によっても行うことができることとする。

## 第二 職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例及び認定職業訓練実施基本奨励金の支給に係る特例の新設

一 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）に認定を受け

ようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）を開始しようとする者に係る申請職業訓練の認定基準については、申請職業訓練を開始しようとする日から三年以上前における当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の認定職業訓練を行った実績を用いることを可能とすることとする。

二 特例期間に、介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを開始した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給については、特定求職者等一人につき一万円を上乗せして支給することとする。

三 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第一条の規定により申請があつた申請職業訓練については、この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第一条の規定により申請があつた申請職業訓練とみなして、第一の一及び二並びに第二の一の事項を適用すること。